



平成 30 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ワンダーコーポレーション
代表者名 代表取締役社長兼CEO 高 田 修
(J A S D A Q ・ コード番号 : 3 3 4 4)
問 合 せ 先 経営戦略本部長兼CSO 宮 谷 穰 士
(T E L : 0 2 9 - 8 5 3 - 1 3 1 3)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 26 日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行を決議し、平成 30 年 5 月 24 日開催予定の第 30 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事のお知らせ」において、別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、新たな機関設計として、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 30 年 5 月 24 日開催予定の第 30 回定時株主総会において、移行に必要な定款一部変更についてご承認いただくことを条件として、同日付で監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するため、監査役会及び監査役に関する規定の削除、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、ならびにその他所要の変更を行なうものであります。

② その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。なお、平成 30 年 4 月 6 日開示の「決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ」の内容も含んでおり、監査等委員会設置会社への移行に伴う変更部分は太字で記載しております。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日(予定) 平成 30 年 5 月 24 日(木)

定款変更の効力発生日(予定) 平成 30 年 5 月 24 日(木)

以上

【別紙】

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第12条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (員数) 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第18条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第19条 (任 期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までと</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) (削除) (<u>3</u>) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第12条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第18条 (選任方法) 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 2. 取締役 (<u>監査等委員である取締役を含む。)</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。 3. 取締役 (<u>監査等委員である取締役を含む。)</u>の選任決議は、累積投票によらないものとする。 <u>4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第19条 (任 期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>する。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第20条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を定めることができる。</p> <p>第21条 (取締役会規程) (条文省略)</p> <p>第22条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の</p>	<p><u>終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p><u>4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合を備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>第20条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、<u>取締役副会長、</u>取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を定めることができる。</p> <p>第21条 (取締役会規程) (現行どおり)</p> <p>第22条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p><u>第23条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経</p>

現行定款	変更定款案
<p>必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条（条文省略）</p> <p>第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役および監査役会</p> <p>第27条（員数） <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>第28条（選任方法） <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。</u></p> <p>第29条（任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>第30条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第31条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条（現行どおり）</p> <p>第27条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第五章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更定款案
<p>第32条 (監査役会規程) <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第33条 (監査役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第34条 (報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第六章 計算</p> <p>第35条 (事業年度) <u>当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第28条 (監査等委員会の選任) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第29条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第30条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第六章 計算</p> <p>第31条 (事業年度) <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>第36条 (剰余金の配当等の決定機関) (条文省略)</p> <p>第37条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。 3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第32条 (剰余金の配当等の決定機関) (現行どおり)</p> <p>第33条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。 3. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>1 平成30年5月開催の第30回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 平成30年5月開催の第30回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 第31条(事業年度)の規定にかかわらず、平成30年3月1日から始まる第31期事業年度は、平成31年3月31日までの13ヶ月とする。</u></p> <p><u>4 第37条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、第31期事業年度の中間配当の基準日は平成30年8月31日とする。</u></p> <p><u>5 前2条および本条は、第31期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>